

**農泊の受け入れにおける**

**新型コロナウイルス対応ガイドライン**

**(第1版)**

**栗石町グリーン・ツーリズム推進協議会**

**令和2年11月25日**  
令和3年5月25日一部更新

# 「農泊の受け入れにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」

## 目 次

### I. はじめに

### II. 具体的な対策の検討にあたっての考え方

### III. 具体的な感染防止対策

1. 清掃・消毒に関する留意事項
2. 施設において留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項
3. 農泊施設（宿泊）滞在期間中の留意点
4. 農業体験等、体験メニュー実施時の留意点
5. お客様宿泊客の感染疑いの際の対応
6. 旅行会社等、送り手に向けた確認・依頼事項
7. 協議会が受け入れ中止を要請する基準

### I. はじめに

当協議会では、町内観光施設や宿泊施設と協力しながら農泊をすすめており、リスクマネジメントについても受け入れ安全管理マニュアルを作成し、運用してきました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスが新たな脅威として出現したため、今後は、「新たな日常」モデルをつくりあげることが必要となっています。地域の方々も、今後の農泊の受け入れについて不安を抱えておられることと思います。一般社団法人日本ファームステイ協会や岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会、秋田県仙北市農山村体験推進協議会に協力を頂きながら、「農泊の受け入れにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインは、教育旅行だけでなく、協議会を通して受け入れを行う団体にも対応できるものです。（そのため、本文中では、児童生徒さんも含めて「お客様」と記載しています。）また、現時点において必要と考えられる対策を例示したものであり、今後も最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受け入れ環境等を踏まえて必要な見直しを行っていかねばならないと考えます。

皆さんが取り組んできた安全対策や、お客様のために丁寧に行ってきた施設内の清掃を、今後もしっかりと行うことから感染症対策は始まります。

これまで長い時間をかけて取り組んできた歩みを止めることなく進めていくためにも、本ガイドラインを積極的に活用頂きますようお願いいたします。

## II. 具体的な対策の検討にあたっての考え方

1. 作成のために参考とした一般社団法人日本ファームステイ協会発行の「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第3版）受け入れの手引き」が留意したポイントは以下のとおりであり、本ガイドラインでも特に留意して作成しました。

- ① 清掃と消毒のプロセスを重要として詳しく記載しています。
- ② 主な感染経路である接触確認と飛沫感染もそれぞれについて家族やお客様等の動線や接触等を考慮しリスクに応じた対策の検討をしています。
- ③ 接触感染リスクが高い場所を、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所とし、さらにその頻度を特定して清掃方法等記載してあります。
- ④ 高頻度接触部位（家具類、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、蛇口、手すり等）には特に注意をすべき場所として清掃方法等を記載しています。
- ⑤ 飛沫感染としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離にどれだけ注意を払えるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を評価しました。
- ⑥ 感染拡大による受け入れ停止の明確な判断基準を記載しました。

## III. 具体的な感染防止対策

### 1. 清掃・消毒に関する留意事項

「同居型」「別棟型」また、「開業の資格の有無」に関わらず、受け入れ先の施設は共通で以下の清掃・消毒の方法に留意します。

#### (1) 受け入れ先が共通して留意する事項

- ① 情報の収集は、正確かつ信頼できる情報源（協議会、雫石町等）を利用します。
- ② お客様が退出した後は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を意識して、清掃と消毒を徹底します。
- ③ 清掃や受け入れ時に、近所の方や親戚に手伝いをお願いする場合は、当ガイドラインを参考に、求めている水準や過程を説明し、定期的に確認します。
- ④ お客様に向けて、事前および滞在中に、清掃に関して施設が実施している対策が伝わるよう工夫します。（例：施設内部に表示、HP等詳細情報に記載、施設情報の小冊子作成 等）
- ⑤ 受け入れする家族全員が感染予防に取り組みます。

#### (2) お客様向けサポート

- ① お客様が手の清潔を保てるよう、手指消毒剤、ハンドソープを入口や主要な箇所を用意するとともに、定期的な手洗いを奨励します。

- ②お客様が自分で清掃・消毒できるよう清掃用具や消毒剤を用意し、それらの使用方法も掲示します。
- ③お客様が自ら清掃する場合、清掃後の様子や清掃状態をチェックし、必要があれば再度清掃します。

### (3) 清掃・消毒の留意事項

- ①清掃する場所（部屋・風呂場・台所等）により、可能な範囲で清掃用具を使い分けて二次感染を防止します。
- ②リスクが最も低い場所（寝室・居間）から清掃を開始し、リスクが高い場所（風呂場・台所等）に移ります。
- ③通常の清掃に加え、ドアノブなどよく触る箇所は1日1回以上0.05～0.1%（500～1,000ppm）の次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭し、消毒を行います。
- ④トイレは0.1%（1,000ppm）の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール。入手困難な場合には、60%台のエタノールでも一定の有効性があります。）による清拭を毎日実施し、次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて清拭した後は、水拭きを行います。
- ⑤清掃の徹底と記録のため、チェックリストを作成します。
- ⑥作業の最中と後には換気を行います。

### (4) 宿泊施設に関する消毒の優先ポイント

ドアノブ、リモコン、スイッチ、風呂の蛇口、トイレの洗浄ハンドル・便座、台所用品、箸・ナイフ・フォーク、椅子・テーブル等の家具、シーツ類、廃棄物・ごみ箱、清掃用具、宿泊者向け印刷物（パンフレット・メニュー）

[参考：次亜塩素酸ナトリウム溶液 500ml の作成方法]

- ・濃度 0.05%（500ppm）  
次亜塩素酸ナトリウム溶液 5ml+水 495ml
- ・濃度 0.1%（1,000ppm）  
次亜塩素酸ナトリウム溶液 10ml+水 490ml

(注1) ここでいう次亜塩素酸ナトリウム溶液は市販の「ハイター（塩素系。花王(株)）」などの原液（5～6%濃度）を使用することを前提としています。  
なお、ハイターの商品付属の蓋に入る量は25ml、飲料用のペットボトルの蓋に入る量は5mlとされています。（メーカーのHP等も参照ください）

(注2) 飲料用のペットボトルで希釈溶液を作る場合、誤飲防止のため「飲用不可」を明記してください。

#### (5) 寝具等シーツや枕カバーの取り扱い

- ①使用済み寝具に触る回数は最低限に抑え、振り回さないよう注意します。
- ②完全に乾かしてから収納し、清潔なシーツ等と使用済みは必ず分けて収納します。

#### (6) 退出後の清掃と次のお客様の受け入れ

- ①お客様の退出後、清掃のために部屋に入るのは、3時間以上経過してからにし、換気や清拭終了後に次のお客様を受け入れます。

## 2. 施設において留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

「同居型」と「別棟型」、「食事提供の有無」「施設の許可」等、施設によってその対応策と範囲は異なりますが、以下の留意事項を参考に、それぞれの実情に応じて必要な対策を講じます。

### (1) 留意すべき基本原則

- ① 万が一感染が発生した場合は当ガイドラインに従い、落ち着いて行動すると共に安易に個人で判断せず、まずは受け入れ窓口である協議会へ連絡します。また週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立します。
- ②マスクの常時着用を徹底（受け入れに関連する全ての方、受け入れに携われない家族やお手伝いに来ている方、お客様に対する周知）します。
- ③受け入れ時は対人距離を出来るだけ確保し感染防止に努めます。
- ④感染防止のため、受け入れ人数は協議会で調整した人数に従い、それ以外の受け入れは同時に行いません。（三密防止）
- ⑤玄関や施設内の、必要と思われる場所での手指の消毒設備の設置と周知・啓発を行います。
- ⑥施設及び客室の換気を充分に行います。（施設は可能な範囲で30分に1回以上数分程度、窓を全開にします。施設の清掃時は必ず換気を行います。）
- ⑦お客様への手洗い・消毒を要請します。
- ⑧受け入れ先の家族の毎日の体温測定、健康チェックで体調管理を徹底します。

### (2) 各エリア・場面の共通事項

- ①他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を少なくするよう工夫します。
- ②手や口が直接触れるもの（コップ、箸等）は、使用の都度洗浄し消毒又は使い捨てにするなど可能な範囲で特段の対応を図ります。
- ③人と人が対面することは出来るだけ避けます。また対面が必要な場合は、距離の確保を出来るだけ行い飛沫感染を防止します。

- ④受け入れする家族（手伝いの方を含む）の衣服は毎日交換し、洗濯します。
- ⑤手洗い、手指消毒の徹底を図ります。
- ⑥受け入れする家族、手伝いの方の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、受け入れをしていない時も中断することなく感染防止策に留意します。

### 3. 農泊施設（宿泊）滞在期間中の留意点

農泊実施前に協議会が旅行会社と学校に要請する事項は後述の6、に記載しますが、ここでは、各施設毎に行う内容について記載しています。

#### (1) 対面時等の対策

- ①対面時に、全員の検温がなされていることと、本人確認を徹底します。
- ②送迎車等の乗車時については、可能な範囲で窓を開放する等、換気に留意するとともに、座席については、全員がマスクを着用することを前提に、可能な限りゆとりのある座席確保で対応することとします。（助手席は、極力、宿泊客は使用しないようにします。）

#### (2) 宿へ到着した際の対策

- ①受け入れ側のマスクの着用、全員の検温を100%実施します。
- ②玄関及び適正な箇所に手指の消毒設備を設置します。
- ③万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながらそれぞれの宿で受け入れしたお客様の名簿を適正に管理します。

#### (3) 客室・設備等の対策

- ①ドアノブの清拭消毒を定期的に励行し、常に清潔を保つようにします。
- ②部屋に消毒スプレーを設置し、衣類などへの除菌を行ってもらうように依頼します。
- ③コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものを使い、使い捨てができるものでの対応も検討します。
- ④スリッパは使い捨てのもの又は消毒を徹底します。
- ⑤空調機がある場合は外気導入に設定します。（機能があるか確認してください。）
- ⑥一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請します。

#### (4) 浴室の対応

- ①入浴時間の設定等、入場人数の制限を行います。
- ②最寄りの温泉（日帰り入浴施設・温泉旅行等）との連携も検討します。

- ③浴室内の備品等の清拭消毒を適時に行い、換気強化も徹底します。
- ④ドライヤー等備品の清拭消毒を徹底し、化粧品・ブラシ等は持参を要請します。

## (5) 食事関係

- ①感染防止対策として、調理前には、手洗い・消毒を徹底します。
- ②対面することは出来るだけ避けます。また対面が必要な場合は、距離の確保を出来るだけ行い飛沫感染を防止します。
- ③受け入れ先の家族もマスクを着用します。
- ④お客様に食事開始までマスク着用を要請します。
- ⑤食事場所の換気を定期的に行います。
- ⑥回し飲みは控えるよう要請します。
- ⑦大皿を避け、可能な限り、個別の提供を心掛けます。
- ⑧トング・箸の共用は行いません。
- ⑨一緒に調理を行う場合も衛生管理を徹底します。
- ⑩食べ終わった食器類の片づけの時も衛生管理を徹底します。
- ⑪調理場から客室または食堂への料理の運搬時においては、運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒を行うなど必要に応じた対応を行います。

## (6) 清掃等の作業

清掃等については「清掃・消毒に関する留意事項」も参照のうえ、以下の点に留意して対応します。

### 【お客様の布団上げ】

- ・マスクを着用し、使用後のシーツ類は回収後に人が触れないように密閉保管したうえで、速やかに洗濯します。

### 【客室清掃】

- ・清掃時はマスクの着用を徹底します。
- ・清掃時には窓やドアを開放し、完全に空気を入れ替えるようにします。
- ・使用した室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換します。
- ・使用済みタオルは、人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒します。
- ・ゴミは、ビニール袋で密閉して廃棄します。

### 【浴場清掃】

- ・浴室内の設備・備品を清拭消毒します。
- ・清掃時には窓やドアを開放し、完全に空気を入れ替えるようにします。
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒します。
- ・浴槽等の消毒を徹底します。

### 【館内清掃】

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤（食器洗い洗剤）や漂白剤を用いて清掃します。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる表面を、始業前始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブや階段の手すり、受付デスク、家具などは、定期的にアルコール消毒液で拭くこととします。
- ・客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更します。

### **(7) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意）**

- ①便器内は、通常の清掃と共に可能な範囲で消毒します。
- ②不特定多数が接触する共有部分は、清拭消毒を行います。
- ③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
- ④手ふきはお客様に各自ご用意頂くかペーパータオルを設置します。
- ⑤常時換気をオンにしておくなど換気に留意します。

## **4. 農業体験等、体験メニュー実施時の留意点**

「参加者の体調管理」「マスク着用」「大声抑制」「密閉の回避（換気）」「密集・密接の回避」「参加者自身による感染把握」等、現在基本的な感染防止策は皆様に示されているところですが、下記の留意点と合わせて対応します。

### **(1) 体験実施時の留意事項**

- ①体験時利用する施設がある場合、消毒液等の設置と周知を行います。
- ②手洗い、手指の消毒の励行等についての声掛けを徹底します。
- ③体験時の説明者等は、マスクを着用する等、徹底します。
- ④密集空間を作らないための工夫や適切な列間隔の確保を行います。
- ⑤適切な距離の確保を行います。
- ⑥屋内施設は、定期的に十分な換気（窓が少ない場合は、換気扇の併用）を徹底します。
- ⑦感染症拡大防止対応策について掲示するなどお客様に協力を依頼します。
- ⑧作業中は熱中症対策を行いながら、可能な範囲でマスク着用を行います。
- ⑨よく触れる箇所（ドアノブ、蛇口など）はこまめにアルコール消毒液等で消毒します。
- ⑩体験に使用する道具の使い回しは極力避けめます。
- ⑪人数分そろわない道具を使用する場合は、使い捨て手袋（ゴム、ビニールなど）を配布し、着用して道具を使用します。



## 5. お客様宿泊客の感染疑いの際の対応

- (1) 発熱や呼吸困難・けん怠感等、感染が疑われるお客様がいる場合、客室内で待機し、マスク着用のうえ部屋から出ないよう依頼します。(同行者も同様)
- (2) 食事は客室に届けるようにして出来る限り接触を避けるよう配慮します。  
対応する人は限定し、対応時にはマスク等を着用します。
- (3) 感染の疑いがあった場合、協議会へ連絡するとともに、管轄保健所の「受診・相談センター」に連絡し、感染の疑いのあるお客様の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従います。※協議会は速やかに添乗員、引率(学校関係者)へ情報共有し対応します。
- (4) 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所からの聞き取りに備えます。
- (5) お客様に、再度、健康状態の確認を行います。

### 感染疑いの際の連絡先

- ・ 雫石町グリーン・ツーリズム推進協議会事務局  
019-692-6416 (受入時)  
事務局 (担当者携帯)
- ・ 岩手県受診・相談センター (コールセンター)  
019-651-3175 (全日 24時間対応可)

## 6. 旅行会社等、送り手に向けた確認・依頼事項

### (1) 自施設の対応ガイドラインの情報提供

旅行会社や教育機関等、送り手側に施設の安全対策について、ホームページ上にて公表することを含め、事前に最新の情報を提供します。

### (2) 旅行会社、学校等への確認・依頼事項

#### 【出発前】

- ・ 旅行の出発地となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認します。
- ・ 送迎車を極力利用しないような行程の作成を依頼します。
- ・ 旅程に組み込む輸送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については事前に、適切な感染防止対策を取っていることを旅行会社等へ確認し、協議会とお客様へ情報の共有を要請します。
- ・ 感染状況の変化等により、旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の中止を依頼します。

- ・出発前に全参加者に手指の消毒・体温計測・健康質問票の記載書類の確認を依頼します。なお、体温計測は旅行2週間前から実施をお願いします。
- ・体調に変化のあった場合、発熱が軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかけます。申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（受診・相談センター）へ連絡し、その指示に従ってもらうようにします。

#### 【実施中】

- ・旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の中止を依頼します。
- ・農泊以外に旅行内で他施設に入場する機会がある場合、入場毎にアルコール消毒の徹底を依頼します。
- ・体験中は、身体的距離の確保、手洗い・手指の消毒の励行を依頼します。
- ・使用済みマスクは、お客様ご自身で処分を依頼します。

#### 【添乗員が同行しない場合】

- ・施設のガイドライン等について、事前にお客様への案内を依頼します。

## 7. 協議会が受け入れ中止を要請する基準

- ①国、岩手県等による感染拡大予防に係る自粛要請等に該当する場合は、その対象となる期間中の受入を休止する。
  - ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言地区及びまん延防止等重点措置地区」の期間中に雫石町または、参加者・同行者の生活圏が「緊急事態措置を実施すべき区域」等に該当する場合。
  - ・雫石町または参加者・同行者の生活圏を所管する都道府県等から他地域への、移動自粛の要請がだされている場合。
  - ・国、岩手県、雫石町または参加者・同行者の生活圏を所管する都道府県等が「教育旅行民泊の取組を自粛要請の対象」としている場合
- ②雫石町内でクラスターが発生した時から30日以内に実施する場合
- ③国、岩手県、雫石町などから受け入れ中止の要請のあった場合

#### 【参考とした資料等】

本ガイドラインは、一般社団法人日本ファームステイ協会作成の「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第3版）」並びに一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構作成の「ふるさとホームステイ受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組～参加する子供達・同行者や受け入れ家庭等にとって安全・安心な受入れに向けて～（第4版）、一般社団法人仙北市農山村体験推進協議会「農泊の団体受け入れにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」を参考に作成したものです。